

筑前町ホール舞台管理委託業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、めくばーる町民ホール及びコスモスプラザふれあいホールに備える舞台機器設備、舞台照明設備、舞台音響設備並びに映像設備等のホール施設の良好な管理運営及び事故の未然防止、利用者との信頼関係の構築のために、当該ホール設備の管理運営業務において必要な事項を定める。

2. 対象施設の概要

(1) 施設概要

①施設名：めくばーる町民ホール

所在地：筑前町久光 951 番地 1

座席数：476 席（車いすスペース 12 席）

②施設名：コスモスプラザふれあいホール

所在地：筑前町篠隈 373 番地

座席数：367 席（車いすスペース 3 席）

(2) 施設の運営状況

①開館時間 午前 9 時から午後 10 時まで

②休館日 毎週月曜日及び年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

3. 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4. 業務の範囲

(1) 舞台設備等の運用管理・保全業務

(2) 舞台設備等の操作

(3) その他施設管理運営に必要な業務

5. 業務の内容

(1) オペレーター業務

ホール利用者と事前打合せにおいて、使用するホール設備を確認し、必要な設備の操作を行うこと。業務には本番利用の他、準備及びリハーサルを含む。

(2) 点検業務

ホール利用がある前に、ホール設備（舞台、音響及び照明等の備品及び機器）の点検を実施すること。この時に、設備の不備を発見した場合は、書面により町に報告すること。※音響・照明・舞台等の機器については、別紙備品表を参照。

(3) 報告業務

オペレーター業務及び点検業務を行ったときは、作業内容又は実施内容を書面

により町へ報告すること。この時、ホール利用での問題点等があれば、併せて報告すること。

(4) その他

- ①利用者と事前打合せを行い、催事が円滑に実施できるように努めること。
- ②利用者とのホールでの事前打合せ、機器点検及びリハーサルは、可能な限り同一の日程で実施するよう努めること。
- ③めくばーる町民ホールにおけるオペレーター人員は、町内者(団体)につき、1名のみとする。2名以上については利用者負担とする。(町外者は全額負担。)
- ④町の要請によりコスモスプラザふれあいホールを利用する場合については、めくばーる町民ホールと同様の取り扱いを行うこと。

6. 業務工数 各ホールにおけるオペレーターの工数は次のとおりとする。

●めくばーる町民ホール 10人/月×12ヶ月 = 120人/年

●コスモスプラザふれあいホール 3.5人/月×12ヶ月 = 42人/年

(生涯学習課以外の行政使用の場合は各課で別途委託契約を行うため含まない)

7. 服務規律等

(1) 研修・教育等

受注者は、業務の遂行にあたる従事者に対し、利用者及び来館者に不快感を与えないような身だしなみ、親切で丁寧な応対等について指導・教育するものとする。

(2) 服務規律等

受注者は、服務の遂行にあたって、従事者に次の事項を遵守させるものとする。

- ①常に誠実かつ安全に期すること。
- ②決められた作業服と名札を着用するとともに、常に清潔を保つこと。
- ③施設利用者との相互協力に努めるとともに、施設利用者へのサービスの向上に努めること。

8. その他

- (1) 本業務の履行において知り得た秘密事項は、秘密を厳守するものとし、一切他に公表又は貸与、使用しないこと。
- (2) 本業務の履行にあたっては、その他関係法令・通達等及び筑前町の条例・規則等を遵守すること。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、町と受託者でその都度協議し、定めるものとする。